

愛媛労発基 0908 第 1 号
令和 8 年 9 月 8 日

愛媛地方最低賃金審議会
会 長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長
丹羽 啓達

愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 8 年 8 月 25 日付けをもって西条周桑地域労働組合連絡協議会から、令和 8 年 9 月 1 日付けをもって愛媛県教職員組合から、令和 8 年 9 月 2 日付けをもって愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会及び愛媛地方労働組合連合会青年部から、令和 8 年 9 月 3 日付けをもって日本自治体労働組合総連合愛媛県本部から、令和 8 年 9 月 4 日付けをもって愛媛地方労働組合連合会及びコープえひめ労働組合から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。